

令和4年度答申第35号  
令和4年8月26日

諮詢番号 令和4年度諮詢第39号（令和4年8月16日諮詢）  
審査庁 厚生労働大臣  
事件名 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求却下処分に関する件

## 答申書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮詢に対し、次のとおり答申する。

### 結論

本件諮詢については、当審査会において調査審議は行わず、審査庁において速やかに裁決のための手続を進めるのが相当である。

### 理由

1 本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、海軍軍人として外地で戦死した叔父のA（以下「叔父A」という。）と審査請求人は生計を共にしていたと主張して、B知事（以下「処分庁」という。）に対し、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号。以下「特別弔慰金支給法」という。）3条本文の規定に基づき、叔父Aに係る特別弔慰金の請求（以下「本件請求」という。）をしたところ、処分庁が、審査請求人は叔父Aと1年以上の生計関係を有していたとは認められないとして、本件請求を却下する処分（以下「本件却下処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

これに対し、審査庁は、審査請求人は叔父Aの姉の子（姪）で、叔父Aの三親等内親族であるが、叔父Aの死亡当時、叔父Aと同一戸籍内になかったから、本件請求が認容されるためには、審査請求人が特別弔慰金支給法2条の2第3項において規定する戦没者等の遺族とみなされる要件である「死亡した者の死亡の日まで引き続く1年以上その者によって生計を維持し、又はその者と生計

を共にしていた者」（軍人たることによる勤務がなかったならば、この条件に該当していたものと認められる者を含む。）に該当することが必要である（なお、本件請求については、叔父Aの親族で審査請求人よりも先順位のものはいない。）ところ、審査庁において追加調査した結果によれば、叔父Aは、遅くとも昭和15年10月から海軍に入隊する昭和18年1月まで、当時のC学校（現在のD学校）に在籍し、その在籍期間中、審査請求人の一家と同居していたと認められるから、審査請求人は、叔父Aと叔父Aの死亡の日（昭和19年7月8日）まで引き続き1年以上の生計関係を有していたものと認められ、特別弔慰金支給法2条の2第3項において規定する上記要件に該当すると判断されることから、本件却下処分は妥当とはいえず、したがって、本件審査請求は理由があり、本件却下処分は取り消すべきであるとして、当審査会に対し、本件諮詢をした（諮詢書、諮詢説明書）。

そして、上記のとおり、審査庁は、本件諮詢に当たり、本件請求の全部を認容すべきであるとの判断を示している。

2 本件のような申請拒否処分に係る審査請求について、処分庁の上級行政庁又は処分庁のいずれでもない審査庁で、申請に対して一定の処分をすべき旨を命じ、又は一定の処分をする権限を付与されていないものが、審査請求に係る処分の全部を取り消すとの裁決をしようとするときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）43条1項8号に該当しないため、審査庁は、当審査会に対し諮詢をしなければならないが、本件においては、上記1のとおり、審査庁が、当審査会に対し、本件却下処分は取り消すべきであるとともに、本件請求の全部を認容すべきであるとの判断を示し、そのような裁決がされる予定であることが明らかになっているのであるから、本件諮詢については、同号に準ずる場合として、当審査会は調査審議を行わず、審査請求人の権利利益の迅速な救済を図るため（同法1条1項参照）、審査庁において速やかに裁決のための手続を進めるのが相当である。

3 よって、結論記載のとおり答申する。

#### 行政不服審査会 第1部会

委 員 原 優
委 員 野 口 貴 公 美
委 員 村 田 珠 美